

◎まもるくんの会社とは

子どもが何らかの被害に遭ったり、被害に遭いそうになった時にかけ込んで助けを求めることのできる事業所です。

建物の出入口等に、愛媛県警のマスコットキャラクター「まもるくん」や愛媛県警察の名称等が入ったステッカーが掲示されています。

子どもが助けを求めてきた場合、一時的な保護と警察への通報等を行い、子どもを犯罪被害から守ることを主な目的としています。

なお、各事業所により名称やステッカーのデザインは異なります。

【まもるくんの会社に掲示されているステッカーの例】



◎まもるくんの車・バイクとは 会社等の営業用車両に「まもるくん」や愛媛県警察の名称等が入ったステッカーを貼付し、主に屋外での見守り・警戒活動を行い、登下校中等の子どもを犯罪の被害から守ることを目的とした防犯ボランティア活動を行っている車・バイクです。

まもるくんの車・バイクも、各事業所により名称やステッカーのデザインは異なります。

【まもるくんの車、バイクに貼付されているステッカーの例】



◎ その他、電光掲示板に不審者情報等、警察からの情報を掲示しているまもるくんの自動販売機があります。



全国で同様の活動が広く行われており、その名称は「子ども 110 番の会社 (車・バイク)」や事業所独自の名称等、様々ですが、「まもるくんの会社(車・バイク)」には、一般的に、ステッカー等に事業所名と愛媛県警察の名称が記載され、「まもるくん」のイラストが描かれています。外出する際、まもるくんの会社(車・バイク)を探してみましょう。

県内のまもるくんの会社(車・バイク)一覧は[こちら](#)

※まもるくんの会社(車・バイク)として活動を行う場合は、警察の承認が必要です。

申請窓口は、事業所等の主たる所在地を管轄する警察署の生活安全課です。

申請書類の様式は[こちら](#)

まもるくんのイラストは[こちら](#)

◎まもるくんの家とは

子どもを犯罪から守るため、通学路等にある家(一般住宅、店舗、事業所等)を緊急時の避難場所として提供してもらい、子どもが被害に遭い、又は被害に遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報により、犯罪の被害防止等を図り、子どもを保護するこ

とを目的とする活動です(設置主体は教育委員会や防犯協会等、自治体により異なります。)

外から見えやすい位置にまもるくんが描かれたステッカーが掲示されています。

